

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第7回

開催年月日 令和6年3月15日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	特定最低賃金の金額改正の申出に係る 意向確認について
公益代表	4名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和6年6月下旬～7月上旬予定

[開会] 午後3時00分

会長 ただ今から、第54期第7回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、公益委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、委員
合計13名に出席していただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定
める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを
ご報告いたします。

会長 最初は、特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認についてです。
それでは、事務局から、局長に提出されている意向表明の状況を報告願
います。

賃金室長 令和6年度における特定最低賃金の金額改正について、2件の意向表明が
なされております。

次第に添付しております資料の2ページをご覧ください。

1件目は、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・
音響機械器具製造業最低賃金について、2024年2月7日付けで電機連合
高知地域協議会の竹筒平(たけがなる)事務局長から金額改正を申し入れる
意向表明がなされております。

次に3ページをご覧ください。

2件目は、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金について、2024年3

月1日付けで運輸労連四国地連高知県協議会の程岡議長から金額改正を申し入れる意向表明がなされております。

意向表明時点で関係労使が合意した最下限の協約額は一般貨物が時間額950円となっており、この金額が改定の上限額となります。

意向表明の状況は以上でございます。

会 長 事務局の説明のとおり、令和6年度の特定最低賃金の金額改正については、2件の意向表明がなされております。

この件につきまして、労働者側から説明があればお願いいたします。

程岡委員 お世話になっております。議長をさせてもらっております程岡です。この一般貨物の特定最賃は長い間上がっていない状況が続いております。皆さんもご存知のとおり、2024年の運転手にかかる働き方改革の関係で、労働時間が少なくなると思われます。

そうすると、大型に乗る方の、月例賃金が確実に下がることとなります。

何回もお話しているように、大型長距離の運転手は二重生活で家にお金を入れられないといけないし、自分は出先で食事、お風呂、いろいろそんなことにお金がかかります。

現在一般貨物の特定最賃が910円なんですけど、地賃がこれを追い抜こうという状況にあります。

地賃の額が低いという思いがある中で、大型運転手が910円で生活していくには、物価上昇の関係も含めて限界が来ております。

この内容について公労使の皆さんでお話をさせていただきたいがために申し出をさせていただいております。

審議に入れることは第一条件なんですけど、運送業界の今後のことについても、皆さんで協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会 長 ここまでの内容について、ご質問等があれば、お伺いしたいと思います。よろしいですか。

意見なし

会 長 それでは、事務局から、特定最低賃金の金額改正等の今後の手続きの説明をお願いします。

賃金室長 令和6年度の特定最低賃金につきましては、例年と同様におおむね7月末

までに金額改正の申出を行っていただきたいと思います。

申出がなされた場合には、事務局において受理審査を行った上で、本審において、改正の必要性の有無について、審議をいただくようにお諮りし、必要性ありとの答申をいただいた場合には、続いて金額改正についての調査審議をお願いすることとなります。

これらの審議の日程につきましては、高知県最低賃金の調査審議と併せて、改めて日程の調整をお願いしたいと考えております。

会 長 ただ今の事務局説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

会 長 次に、特定最賃の改正等に関する申出に係る適用事業所数・適用労働者数の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、電子の適用事業所数・適用労働者数について説明させていただきます。

次第に添付しています資料の4ページをご覧ください。

この適用事業所数・適用労働者数（母集団）は、令和3年次フレーム、平成28年経済センサスに対して、令和3年までの情報を更新したものを使用しています。

項目「1」の事業所数及び労働者数ですが、センサスによれば、適用される産業分類のE28電子部品・デバイス・電子回路製造業、E296電子応用装置製造業、E302映像・音響機械器具製造業の合計は、事業所数は13事業所、雇用者数は715人です。

そして、センサス調査以降の異動による増減は、項目「2」の中ほどにマイナスの数字で記載してあります。

異動数の合計は、適用事業所数：7事業所減、適用労働者数：276減となっております。

最終的に適用事業所数は、基となる13事業所から7事業所を引いて、6事業所となります。

同様に、適用労働者数は、基となる715人から276人を引いて、439人となります。

電子の場合、センサス調査以降の異動者数は、昨年12月時点の労働者数を電話聴取した結果により算出してあります。

適用労働者数は、前年の463人から24人減っています。

電子については、この数値をもってご承認をいただきたいと考えます。

次に5ページをご覧ください。

一般貨物自動車運送業ですが、電子と同じく、平成28年経済センサスに対して、令和3年までの情報を更新したものを使用しています。

直近の平成28年のセンサスの数値で、H441（一般貨物自動車運送業）は、事業所数が292事業所、雇用者数が5,779人となっています。

項目「2」で、大型貨物自動車運転者数及び適用労働者数を算出しています。

令和5年に実施した「最低賃金に関する基礎調査結果」による大型貨物自動車運転者比率47.25%を、雇用者数5,779人にかけて算出した2,730人から、同じく基礎調査結果による大型貨物自動車に占める最賃適用除外労働者比率24.79%を用いて算出した適用除外労働者数677人を差し引いた2,053人が推計値となります。

なお、大型貨物自動車運転者比率と最低賃金適用除外労働者比率の算出法は、項目「2」の表の下に記載しているとおりです。

適用労働者数は、前年の1,862人から191人増加しています。

一般貨物については、この数値をもってご承認をいただきたいと考えております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

会 長 次に、議事2の「今後の審議会の運営について」です。

審議会運営規程第3条に「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされており、前回の審議会において、設置について承認されていますので、本審議会終了後引き続き開催したいと思っております。

なお、運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しておりますので、公益は私と上村委員で担当したいと思っております。

労働者側の担当はどうしますか。

市川委員 私、市川と白木委員が担当します。

会 長 使用者側の担当はどうしますか。

沖田委員 私と中澤委員が担当します。

会 長 了解しました。引き続き出席をお願いします。
なお、運営小委員会につきましては、事業場視察の対象の事業場名等、審議の際に具体的な団体名や、個人名が出てくる可能性がありますので、非公開ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、運営小委員会は非公開とします。
次に、高知県最低賃金の来年度の審議日程につきまして、次の第8回審議会は6月下旬から7月上旬に行い、運営小委員会での審議事項の報告と高知労働局長から高知県最低賃金改正決定について諮問が行われる予定です。
日程は、事務局において調整をお願いします。
また、第8回審議会の会議の公開についてですが、特に非公開とする理由はないと考えますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、次回第8回審議会は公開とします。
事務局は公開の手続きをお願いします。
次に、令和6年2月末までの業務改善助成金の周知状況などについて事務局から説明をお願いします。

賃金室長 次第資料の6ページをご覧ください。
業務改善助成金についてです。
1月末時点235件の申請があり、175件の交付決定を行いました。
金額にして、1億9千4百88万9千円となっています。
令和4年度は1年を通して申請43件でしたので5倍以上の件数となっております。
来年度も周知に努めたいと考えております。

会 長 ただ今の説明についてご意見や質問等はありませんか。

意見なし

会 長 今年度の最後の審議会となりますので、来年度に向けて事務局に提案やご

要望などがございましたら、発言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

意見なし

会 長 それでは、本日予定した議題は以上ですべて終了しました。
ほかに何かございますか。

意見なし

会 長 それでは、今年度の最後となることから、ここで中村局長から挨拶をいただきたいと思います。

局 長 本日の審議をもちまして、令和5年度の高知地方最低賃金審議会は、最後となります。

近藤会長、専門部会の中橋部会長を始め、各委員の皆様方には、本年度の高知県最低賃金の改正や特定最低賃金の改正の必要性につきまして、ご熱心な審議をいただき、感謝申し上げます。

本年度のご審議を振り返ってみますと、物価の上昇など非常に難しい問題がある中で、慎重かつ丁寧にご審議いただいたところでございます。

高知県の最低賃金につきましては、熱心なご審議のもとで「44円引き上げて、時間額897円」との答申をいただいたところでございます。

答申をいただく際には、多くの報道機関から取材があり、非常に注目されたものだったと思っております。

この答申後、異議の申立て、その他所要の手続きを経て、令和5年10月8日から効力発生となっております。

次に、電子の特定最賃の審議につきましては、県内の電子産業が置かれた厳しい経済情勢の中で、参考人を招致して、改正の必要性についてご審議をいただいたところでございます。

高知県内の経済情勢は物価高により、引き続き厳しい状況ではありますが、当局といたしましては、最低賃金の周知や履行確保のための指導、さらに、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援である業務改善助成金につきまして、一層積極的に周知と利用勧奨を行ってまいりますので、今後とも委員の皆様には、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様方の高知地方最低賃金審議会におけるご尽力に対しまして、改めて心から感謝を申し上げます。

一年間、ありがとうございました。

会 長

最後に、私からも一言申し上げます。

各側委員の皆様におかれましては、各側の相互の連携を緊密にしながら、今年はずりの状況の著しい変化であるとか、厳しい状況もありました中、円滑な審議を運営していただいたことに深く感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれをもって閉会とします。

[閉会] 午後3時15分